平成31年度幼稚園利用者負担額(保育料)について

幼稚園の利用者負担額(保育料)は、国が定める上限額の範囲で市町村が定め、保護者の方の市 民税課税額により決定します。

なお、平成31年度の利用者負担額の最終決定は、平成31年3月末頃となります。

1 利用者負担額(保育料)の算定の時期について

平成31年(令和元年)4月~8月	平成30年度市民税で算定
平成31年(令和元年)9月~平成32年(令和2年)3月	平成31年度市民税で算定

- ※1)世帯の所得状況などにより9月に保育料が変更になる場合があります。
- ※2) 平成31年1月1日時点に鳴門市に住所がなかった保護者については、幼稚園利用者負担額 (保育料) 算定のため、7月頃に所得課税証明書の提出をお願いしますので、ご協力をお願 いします。

2 幼稚園利用者負担額(保育料)の軽減について

保護者の方に負担いただく幼稚園利用者負担額(保育料)について、下記のとおり軽減を実施しています。

ひとり親世帯等

- 第3階層の場合、第1子から無料となります。
- 第4階層の場合、第1子が3,000円、第2子以降は無料となります。
- ※ひとり親世帯等とは「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児(者)のいる世帯」をいいます。
 - 〇母子•父子世帯必要書類
 - 「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本」で確認します。
 - 〇在宅障がい児(者)のいる世帯必要書類
 - 「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれかで確認します。

みなし寡婦(夫)控除

市民税における寡婦(夫)控除がされたものとみなして保育料を算定します。税額が低く算出されることで、保育料の階層が変更になる可能性があります。申請書の提出が必要です。

多子世帯

- I 第④階層の場合、保護者が扶養する兄姉の年齢にかかわらず、第2子については半額、第3 子以降は無料となります。
- Ⅱ 第⑤・⑥階層の場合で、兄姉が小学校3年生以下に2人以上いる場合、第2子については半額、第3子以降は無料となります。
- Ⅲ 第④・⑤階層の世帯で、扶養している 18 歳未満の子どもが2人以上いる場合、第2子については無料となります(※満3歳児除く)。
- IV 第⑤・⑥階層の世帯で、生計を同一にしている子ども等を3人以上養育している場合は、第 3子以降については無料となります。

兄姉が鳴門市外に住民票がある場合は、保険証のコピーなど同一保護者に養育されている証明書が必要です。

- ※ Ⅲ・Ⅳの場合は、「多子世帯利用者負担額無料化申請書」の提出が必要です。
- ※ 保護者の方からの支給認定申請書提出時点で、利用者負担額の階層区分が把握できないため、多子世帯利用者負担額無料化申請書をご提出いただいても、無料化にならない場合がありますので、ご了承下さい。

その他、ご不明な点があれば右記までお問い合わせください。

鳴門市教育委員会 学校教育課 幼稚園担当 電話 686-8802

1号教育認定 平成31年度鳴門市立幼稚園利用者負担額(保育料)

	利用者負担額(保育料)					
階層区分		多子世帯 ①~④階層 年齢制限なし ⑤~⑥階層 小学校3年以下			ひとり親 世帯等	
①生活保護法による 被保護世帯	O円		-		-	
②市民税非課税世帯	0円				-	
③市民税均等割のみ 課税世帯	3, 000円				οπ	
		第2子以降	O円		-	
④市民税 所得割課税額 77, 100円以下						3, 000円
	8,000円	第2子 (半額)	4, 000円	※ 1	第2子以降	O円
		第3子	O円			
⑤市民税 所得割課税額 211, 200円以下				% 2		
	9, 000円	第2子 (半額)	4, 500円	% 3	_	
		第3子	οщ			
⑥市民税 所得割課税額 211, 201円以上		*		% 4		
	10, 000円	第2子 (半額)	5, 000円		-	-
		第3子	οπ			

※1~※4で申請書を提出する場合は、利用者負担額が無料となります。

- ※1 保護者が扶養する18歳未満(高校修了まで)の子どもがいる場合
- ※2 保護者が扶養する小学校4年生から18歳未満の子どもが1人以上いる場合
- ※3 保護者が扶養する小学校3年生以下の子どもがいる場合
- ※4 保護者と生計を一にする小学校4年生以上の子どもが2人以上いる場合
- 注) 利用者負担額を計算する際の税額には、次の控除は適用しません。 寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等